

八王子市老人福祉施設等指導監査実施要綱

第1 趣旨

この要綱は、市が老人福祉法（昭和38年法律第133号。以下「法」という。）第18条、第29条の規定に基づき、法第5条の3で規定する老人福祉施設及び法29条で規定する有料老人ホーム（以下「老人福祉施設等」という。）の設置者等に対して行う指導及び監査について、基本的事項を定める。

第2 目的

指導及び監査は、老人福祉制度における健全かつ適正な措置等の実施の確保を図り、法令等に基づく適正な事業の実施及び施設運営を図ることを目的とする。

第3 対象

この要綱に基づく指導及び監査の対象は、次に掲げるものとする。

- 1 老人デイサービスセンター
- 2 老人短期入所施設
- 3 養護老人ホーム
- 4 特別養護老人ホーム
- 5 有料老人ホーム

第4 指導について

1 指導の方針

指導は、集団指導において、条例、指針等の事項について周知徹底させるとともに、実地検査における、改善の必要があると認められる事項については、適切な助言及び指示等を行うことを方針として実施する。

2 指導形態等

指導の形態は次のとおりとする。

(1) 集団指導

指導の対象となる老人福祉施設等を、必要な指導の内容に応じ、一定の場所に集めて講習等の方法により行う。

(2) 実地検査

指導の対象となる老人福祉施設等の事業所において実地に行う。

ア 一般検査

市が単独で行うもの。

イ 合同検査

市が厚生労働省や他の保険者等と合同で行うもの。

3 指導対象の選定基準

指導は全ての老人福祉施設等を対象とするが、重点的かつ効率的な指導を行う観点から、選定については別に定める実施計画に基づいて実施する。

(1) 集団指導の選定基準

集団指導の選定については、別に定める方針及び過去の指導事例等に基づく指導内容に応じて選定する。

(2) 実地検査の選定基準

ア 一般検査

(ア) 厚生労働省の示す指導重点事項に基づき選定する。

(イ) 別に定める実施方針の選定方針に基づき選定する。

(ウ) その他、実地検査を要すると認めるものを対象に実施する。

イ 合同検査一般検査の対象とした老人福祉施設等の中から選定する。

4 実地検査の実施方針及び実施計画

(1) 実地検査を効率的・効果的に実施するため、実地検査の重点項目及び目標等を掲げる実地検査実施方針（以下「実施方針」という。）を別に定めるものとする。

(2) 実施方針に基づき、当該年度の実地検査の実施時期等を定めた実施計画を別に作成するものとする。

5 指導の実施方法等

(1) 集団指導

ア 指導通知

指導対象となる老人福祉施設等を決定したときは、あらかじめ集団指導の実施日、場所、出席者、指導内容等を文書により通知する。

イ 指導方法

指導は、別に定める実施方針及び過去の指導事例等について、講習等の方式で行う。なお、欠席した老人福祉施設等の設置者には、当日使用した必要書類を送付する等、必要な情報提供に努めるものとする。

(2) 実地検査

ア 検査通知

検査対象となる老人福祉施設等を決定したときは、あらかじめ実地検査の根拠規定及び目的、実施日、場所、検査担当者、出席者、準備すべき書類等を文書により、当該老人福祉施設等の設置者に通知する。ただし、必要と認める場合等には、検査の開始時に通知を行う。

イ 検査方法

実地検査は、本市が定める条例及び検査基準等に基づき、関係者から関係書類等を基に説明等を求める面談方式で行う。

ウ 検査結果の通知等

検査の結果、改善を要すると認められた事項及び認められない場合においても、後日、文書により検査結果を通知する。

エ 改善状況報告書の提出

当該老人福祉施設等の設置者に対し、文書により改善を求めた場合は、検査結果通知後原則30日以内に、改善状況報告書の提出を求める。

オ 検査結果等の情報共有

検査結果及びその内容については、決裁時の合議により関係所管課に情報共有を行う。

6 調査書等の提出

検査に実施にあたって、老人福祉施設等に対し、あらかじめ検査に必要となる書類の提出を求めることができる。

第5 監査への変更

実地検査中に次に該当する状況を確認した場合は、実地検査を中止し、直ちに監査を行うことができる。

- 1 著しい運営基準違反が確認された場合
- 2 利用者及び入所者等の生命又は身体の安全に危害を及ぼすおそれがあると判断した場合

第6 監査について

1 監査の方針

監査は、不正又は著しい不当、指定基準違反等の問題を有する老人福祉施設等を対象に随時適切に実施するものとする。

2 監査対象となる老人福祉施設等の選定基準

監査は、次に示す情報を踏まえて、指定基準違反等の確認について必要があると認める場合に行うものとする。

(1) 要確認情報

市、都、国民健康保険団体連合会（以下「国保連」という。）、地域包括支援センター等へ寄せられた情報に基づき、市が運営指導等を実施して得た情報

(2) 実地検査において確認した情報

3 監査の実施方法等

(1) 実施通知

監査対象となる老人福祉施設等を決定したときは、あらかじめ監査の根拠規定、実施日、場所、監査担当者、出席者、準備すべき書類等を文書により、当該老人福祉施設等の設置者に通知する。ただし、必要と認める場合等には、監査の開始時に通知を行う。

(2) 出席者

監査に当たっては、監査対象となる老人福祉施設等の設置者（又はこれに代わる者）及び施設の長の出席を求めるほか、必要に応じてその他関係者の出席を求めることができる。

4 監査調書の作成

監査担当者は、監査後、監査調書を作成する。

5 監査結果の通知等

(1) 監査結果の通知

監査の結果、改善を要すると認められた事項については、後日文書によってその旨の通知を行うものとする。

(2) 報告書の提出

当該介護サービス事業者等に対して、文書で通知した事項については、その改善の状況について、文書により報告を求めるものとする。

6 行政処分所管部署への通知

当該老人福祉施設等において、基準違反等の事実が確認され、認可の取り消し等の行政処分に該当すると認められる場合は、その旨を行政処分の所管部署へ通知する。

7 関係機関等との連携

監査の効果を高めるために、東京都及び他の保険者並びに国保連との連携を図る。

8 その他

前記6行政処分の所管部署への通知を行った場合は、その内容について老人福祉施設等の事業活動区域に該当する他の区市町村（保険者）への情報提供を行うとともに、利用者保護の観点からできる限り情報提供を行う。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。